

# 西国分寺保育園延長保育規程

西国分寺保育園延長保育事業は、西国分寺保育園延長保育規程により、保護者の需要に対応し、入所児童の福祉増進を図ることを目的として実施するものです。

〈延長保育時間〉 18:00-19:00 満1歳以上  
19:01-20:00 満2歳以上

〈対象児童〉 各号のいずれかに該当するものとする。  
(1)保護者の就労形態、通勤時間などやむを得ない事由により、保育の延長を必要としているもの。  
(2)前項に定めるものの他、園長が緊急その他やむを得ない事由があると認めるとき。

〈免責〉 各号のいずれかに該当するものとする。  
前項の規定に係らず、長時間の保育により、発育または健康上の支障を生じるおそれがある児童、著しい精神的不安を生じる児童は、延長保育を受けることができません。

〈申請手続き・承認及び解除〉  
(1)延長保育を希望する月の前月末日までに延長保育申請書を園長まで提出願います。  
(2)利用解除になる場合は利用を停止する前月の25日までに園長までお知らせください。連絡がない場合は料金が発生します。

〈延長保育料〉  
延長保育を受ける児童の保護者は、延長保育に要する費用として児童1人につき、下記の延長保育料を現金の場合は、該当月の10日まで、口座振替の場合は指定の振替日までに納入願います。

区分	月ぎめ契約 延長時間	利用料金	超過料金	月ぎめ契約なしの一日 利用
A	18:00～18:40	2,500円	1人1回20分につき500円を申し受けます。	1人1回1,000円
B	18:00～19:00	3,500円		18:41以降は20分につき500円を申し受けます。
C	18:00～19:20	4,500円		
D	18:00～19:40	5,500円		
E	18:00～20:00	6,500円		

〈延長保育料の免除〉  
保育料が免除の方は、延長保育料の一部または全部が免除となりますので、申請書の免除有の箇所に○をつけてください。

〈延長保育の解除〉  
・延長保育の事由が消滅したり、その事由が不存在であることが判明したとき。  
・延長保育規程に違反したとき。  
・延長保育終了時刻20:00を頻繁に遅れたとき。

-----キリトリ-----

延長保育申請書			
西国分寺保育園延長保育規定に基づき延長保育を[申請・変更・解除]します。 延長保育料は [毎月20日頃の自動振替・毎月現金]で支払います。			
期間	平成 年 月～平成 年 月	区分	
平成 年 月 日 新規・変更・解除申請			
児童名		クラス名	組
		生年月日	年 月 日生
保護者	⑧	延長保育料の免除	
		免除 有 ・ 免除 無	